

○財務省告示第四十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年一月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（物価連動・十年）  
（第二十回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十七  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札の募入の決定をした後  
に行われる入札であつて、財務  
大臣が各国債市場特別参加者ご  
とに応募限度額を定めるものに  
よる発行（以下「国債市場特別  
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発  
行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからそのうち応募額を順次割

イ 価格競争  
入札発行



十 十  
三 二

十  
四

利 率  
行 日  
發 行 金  
想 定 元  
額 定 金  
想 定 元  
方 額 計 算

十  
五

子 子  
過 利  
の 経 過  
払 込 金

錢  
○  
一  
パー  
セント  
×  
1.003

各 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 内 にお  
け る 借 入 金 額 は 各 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 内 にお  
期 前 の 借 入 金 額 指 数 ( 総 務 省  
月 前 の 消 費 者 物 価 指 数 ) 平 成 十 九 年 法  
律 第 五 十 三 号 第 二 条 第 四 項 に  
規 定 する 基 幹 統 計 である 小 売 物  
価 統 計 の ため の 調 査 の 結 果 に 基  
づ き 作 成 する 全 国 消 費 者 物 価 指  
数 の うち 生 鮮 食 品 を 除 く 総 合 指  
数 を いう 。 以 下 同 じ 。 ) を 百 三  
二 で 除 して 得 た 数 ( 小 数 点 以 下  
第 三 位 未 満 の 端 数 が ある と き  
は 、 これ を 四 捨 五 入 し た も の 。 )  
に 額 面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と す  
る 。 額 面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 の  
基 準 改 定 が 行 わ れ 、 改 定 後 の 基  
準 に 基 づ く 消 費 者 物 価 指 数 が 公  
表 さ れ た 場 合 は 、 財 務 大 臣 が  
定 め る 日 以 降 の 各 子 支 払 期 及  
び 償 還 期 限 内 にお ける 借 入 金 額  
は 、 財 務 大 臣 が 定 め る 方 法 に よ  
り 算 出 さ れ る 数 ( 小 数 点 以 下 第  
三 位 未 満 の 端 数 が ある と き は 、  
こ れ を 四 捨 五 入 し た も の 。 ) に 額  
面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と す る 。  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ

り算出した金額を第二十二号に  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.003 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{127}{365}$$

十六 初期利子

平成二十八年三月十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十八号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期利子

毎年三月十日及び九月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
次の算式により算出した金額を  
支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限  
十九 償還金額

平成三十七年三月十日  
第十四号の規定により算出され  
た償還期限における想定元金額  
ただし、当該想定元金額が額面  
金額を下回る場合には、額面金  
額とする。

二十 元利金支

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

二十一 払込期日

平成二十八年一月十五日

二十二 払込期日

平成二十八年一月十五日